

特定サービス産業実態調査 調査計画概要（案）

1. 調査の目的

本調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第3条に基づく特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）により、指定統計第113号として実施する。

3. 調査の範囲

(1) 調査対象業種

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる次の業種とする。

- 391 - ソフトウェア業
- 392 - 情報処理・提供サービス業
- 401 - インターネット附随サービス業
- 411 - 映像情報制作・配給業
- 412 - 音声情報制作業
- 413 - 新聞業
- 414 - 出版業
- 415 - 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
- 643 - クレジットカード業，割賦金融業
- 806 - デザイン・機械設計業
- 871 - 機械修理業（電気機械器具を除く）
- 872 - 電気機械器具修理業
- 881 - 各種物品賃貸業
- 882 - 産業用機械器具賃貸業
- 883 - 事務用機械器具賃貸業
- 884 - 自動車賃貸業
- 885 - スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 889 - その他の物品賃貸業
- 891 - 広告代理業
- 899 - その他の広告業
- 903 - 計量証明業

(2) 調査単位

調査対象業種を主業として営む全ての事業所を単位とする。ただし、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」については、企業を単位とする。

(3) 調査の地域範囲

全国とする。

4. 調査事項

次に掲げる事項のうち、各業種に応じて、必要な事項について調査する。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 本社の所在地
- (3) 企業名及び所在地
- (4) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (5) 本社・支社別
- (6) 事業の形態
- (7) 会社の系統
- (8) 年間売上高
- (9) 年間契約高及び契約件数
- (10) 年間売上高の契約先産業別割合
- (11) 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等
- (12) 会員数等
- (13) 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- (14) 従業者数

5. 調査の期日

調査の期日は、毎年11月1日とする。また、調査事項の調査期間は調査実施前年の11月1日から調査実施年の10月31日（調査期日の前日）までの1年間とする。

6. 調査方法

(1) 調査員調査方式

経済産業省から各都道府県を經由し、各都道府県知事によって任命された統計調査員が調査票を調査対象事業所又は企業（以下、「申告義務者」という。）に配付し、申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、各都道府県知事の定める日までに統計調査員に提出する。

経済産業省 ←→ 都道府県 ←→ 統計調査員 ←→ 申告義務者

(2) 経済産業省一括調査方式

調査事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するもの（以下、「一括調査企業」という。）については、経済産業省が一括調査企業の本社に事業所毎の調査票の作成及び提出を依頼し、郵送により調査票（又はフレキシブルディスク）を配付し、一括調査企業は、調査票（又はフレキシブルディスク）に所定の事項を記入し、毎年12月15日までに経済産業省に提出する。

経済産業省 ←→ 一括調査企業

(3) 郵送調査

調査対象事業所・企業が散在している一部の地域においては、経済産業省から各都道府県を経由し、各都道府県知事から申告義務者へ郵送により配付し、申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し毎年11月30日までに都道府県に提出する。

また、平成20年に新たに追加する調査対象業種については、経済産業省から申告義務者へ郵送により配布し、申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し毎年11月30日までに経済産業省に提出する。

経済産業省 ←→ 都道府県 ←→ 申告義務者
経済産業省 ←→ 申告義務者

7. 集計方法

- (1) 調査対象業種ごとに事業所数、従業者数、年間売上高等について経営組織別、従業者規模別、年間売上高規模別、地域別等の集計を行う。
- (2) 集計は、経済産業省経済産業政策局調査統計部において審査した後、機械集計を行う。

8. 結果の公表

調査結果の公表は、調査期日から約9か月後に「特定サービス産業実態調査速報」を、また、確報を「特定サービス産業実態調査報告書」として、調査期日から約12か月後に公表する。

なお、速報、確報ともにインターネットによる公表も併せて行う。